

**厚生労働省 参考資料
(第7回調査会資料より抜粋)**

ひとり親家庭の支援施策について 他

母子家庭の現状（所得状況）

- **母子世帯の総所得**は年間306. 0万円。「**児童のいる世帯**」の**41%**に留まる。（平成28年国民生活基礎調査）
- その大きな要因は「**稼働所得**」が少ないこと。稼働所得は「**児童のいる世帯**」の**34%**に留まる。

（参考）「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）のうち、「大人が一人」の世帯員の貧困率は48. 1%と、依然として高い水準となっている。

所得の種類別 1 世帯当たり平均所得金額及び構成割合

	総 所 得	稼働所得	公的年金・ 恩 給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得
	1 世帯当たり平均所得金額（単位：万円）					
全世帯	552. 3	410. 3	105. 5	15. 8	6. 2	14. 5
児童のいる世帯	745. 9	686. 8	25. 6	8. 1	18. 5	6. 9
母子世帯	306. 0	231. 1	10. 4	17. 6	37. 3	9. 6
	1 世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：%）					
全世帯	100. 0	74. 3	19. 1	2. 9	1. 1	2. 6
児童のいる世帯	100. 0	92. 1	3. 4	1. 1	2. 5	0. 9
母子世帯	100. 0	75. 5	3. 4	5. 8	12. 2	3. 2

（出典）2019年年国民生活基礎調査（2018年の所得状況）

※上記の表における母子世帯は、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65 歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯をいう。

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

○ ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進。

子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- 子どもの生活・学習支援事業等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保支援

- 養育費等相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

○ 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、

- ① 国が基本方針を定め、
- ② 都道府県等は、基本方針に即し、区域におけるひとり親家庭等の動向、基本的な施策の方針、具体的な措置に関する事項を定める自立促進計画を策定。

【ひとり親支援施策の変遷】

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。
- 平成30年の児童扶養手当法の改正により、支払回数を年3回から年6回への見直しを実施。
- 令和2年の児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しを実施。

新型コロナ問題を踏まえた、ひとり親支援施策にかかる最近の主な動き

令和 2 年 7 月

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付：1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円。収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への追加給付：1世帯5万円）を支給。

令和 2 年 11 月

- ▶ 政府の秋の行革レビュー（秋の年次公開検証）にて、ひとり親支援について議論
 - ・ 子供の貧困・シングルペアレンツについて、必要な支援を必要な人に十分に行き渡らせるためには、まず、支援を必要とする人の立場に立って支援策の「ワンストップ化」を実現し、素早く有効な支援を届ける必要がある。
 - ・ また、自分が支援対象であることに無自覚な人、潜在的に支援を必要とする人、その予備軍に対して積極的にアプローチするためにも、「プッシュ型」の支援を可能とする必要がある。

令和 2 年 12 月

- ▶ ひとり親家庭は、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、その生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、年末年始に向け、予備費を活用して、ひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の支給対象者に対して、再度同様の基本給付を支給。

令和 3 年 2 月

- ▶ 秋の行革レビューでの指摘を踏まえ、令和2年度第3次補正予算において、ひとり親のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図るワンストップ相談支援強化事業を実施。

令和 3 年 3 月

- ▶ ひとり親自立支援パッケージを策定（令和3年3月16日 新型コロナに影響を受けた非正規労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議）
<内容>
 - 高等職業訓練促進給付金について
 - ・ ひとり親家庭の親が、資格取得のために養成機関で修業する際の生活費支援として月額10万円（課税世帯は月額7万500円）を支給する本事業の対象となる資格について、法令の定めにより養成機関において1年以上の修業を必要とするものとしていたところ、令和3年度に限り、6月以上の短期の訓練を通常必要とする民間資格等を取得する場合も新たに対象に拡大（母子寡婦法施行令（政令）改正等で措置）。
 - 住宅支援貸付
 - ・ 母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労等を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対し、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進するため、家賃の全部又は一部（月上限4万円、最大12ヶ月分）の貸し付けを行う。就労へのインセンティブ付与の観点から、安定的な就労につながった場合には、1年間の就労継続後に貸付金の償還を一括して免除。

令和 3 年 4 月

- ▶ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（児童1人当たり5万円）を支給。

ひとり親家庭向けの支援(高等職業訓練促進給付金・住宅支援資金貸付)

- ◎ 安定就労を通じた中長期的な自立支援や住居確保につながる**ひとり親自立促進パッケージ**を策定。

訓練受講中の生活費支援【拡充】

【月10万円】

※住民税課税世帯は月額70,500円

※修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算

- ◎ 高等職業訓練促進給付金の給付対象を拡大。

【現行】

1年以上の訓練を必要とするもので国家資格等の取得の場合のみ

(例) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等

【見直し】

6月以上の訓練を通常必要とする**民間資格の取得の場合も新たに**給付対象とする

※デジタル分野等の民間資格や講座など

※対象拡大の特例は令和3年度限り
※母子父子寡婦福祉法施行例を改正

参考

高等職業訓練促進給付金：好条件での就労につながる職業訓練の受講を促進するため、訓練受講期間中の生活費（月10万円）を給付する仕組み

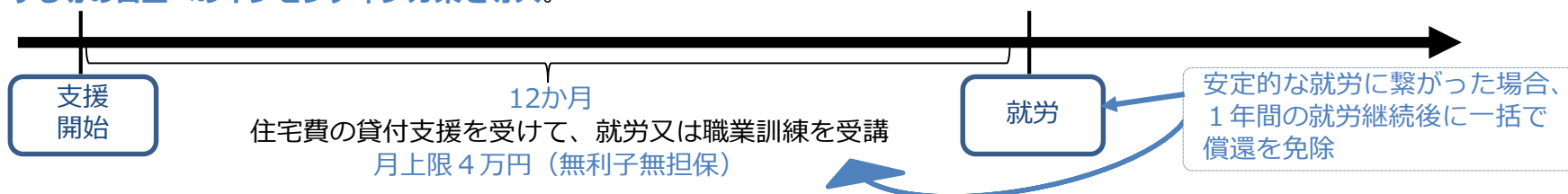
※訓練経費については、自立支援教育訓練給付金（受講料の6割、上限年20万円）等の活用を促進。

就労訓練中の住宅費の支援【新規】

【月4万円】

- ◎ 生活困窮者に対する住居確保給付金とは別に、就労に取り組むひとり親世帯に対し、住居の借り上げに必要な資金の償還免除付の無利子貸付制度を創設。

就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対し、就労に資する住宅の居住を促進する観点から、**住居の借り上げに必要な資金の無利子貸付制度を創設**。安定的な就労につながった場合には、**1年間の就労継続後に貸付金の償還を一括して免除する等の自立へのインセンティブ方を導入**。



併せて、ネット・SNSやひとり親相談窓口を通じ、支援施策を「伝える」ための取組を推進。

■ 経済財政運営と改革の基本方針 2021（いわゆる「骨太の方針」）〈抄〉
（令和3年6月18日 閣議決定）

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

（2）女性の活躍

○今般の感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用・所得への影響、女性の自殺者の増加等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなった。支援を必要とする女性が誰一人取り残されることのないよう、今ほど男女共同参画の視点が求められている時代もない。

全ての女性が輝く令和の社会を実現するために、「第5次男女共同参画基本計画」及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」に基づき、女性デジタル人材育成、ひとり親に対する職業訓練、「生理の貧困」への支援など女性に寄り添った相談支援、フェムテックの推進、妊産婦や困難を抱える女性への支援といったコロナ禍で大きな影響を受けている女性への支援、養育費の不払い解消、女性の登用・採用の拡大を含めた幅広い分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大、女性の視点も踏まえた税制や社会保障制度等の検討、性に関する教育、性犯罪・性暴力対策の強化などの取組を推進する。…感染症に伴う配偶者等からの暴力の増加、深刻化の懸念を踏まえ、相談体制の充実などの取組を引き続き推進する。



■ 女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021 〈抄〉
（令和3年6月16日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定）

I コロナ対策の中心に女性を

（1）雇用・労働：女性デジタル人材、ひとり親の職業支援

○ひとり親に対する職業訓練

ひとり親世帯にはコロナの影響が厳しい形で表れていることから、特に、迅速かつ手厚い支援を行っていく必要がある。このため、今後、ひとり親に対する職業訓練関連の支援については、高等職業訓練促進給付金において令和3年度限りの暫定措置として実施している支援対象の拡充の成果や課題を検証した上で継続的な実施について検討するとともに、訓練費用の在り方なども含めて総合的に検討し、中長期的な自立につながる支援策の強化を図る。【厚生労働省】

安定した就労を目指すひとり親の皆さまへ

スキルアップのために職業訓練を受講するときの生活費を支給します！

高等職業訓練促進給付金のご案内

4月から対象期間・訓練を拡充しています



支給内容などはこちら

対象者

- 訓練開始日以降、次のいずれにも該当するひとり親の方
- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方
 - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得等が見込まれる方

支給内容

訓練期間中、月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）
※修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算

対象訓練

就職の際に有利となる資格^{※2}で、養成機関において6月以上修業するもの
(例) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製薬衛生師等の国家資格や、デジタル分野等の民間資格

※2 教育訓練給付（裏面参照）の対象講座（一部除く）

詳しい情報はここから <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



お問い合わせはこちら

〇〇市〇〇〇〇課
〇〇市役所〇階（開庁時間 平日〇時～〇時）

電話・メール相談も受け付けています

TEL : 00-0000-0000（受付時間 平日〇時～〇時）
FAX : 00-0000-0000
E-mail : aaaaa@bbbb.jp

フロアマップ

安定した就労を目指すひとり親の皆さまへ

他にもさまざまな支援をご活用いただけます

貸付

就職活動中の住まいでお悩みの方

償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付

自立に向け意欲的に取り組む、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯などに、月上限4万円×12か月を貸付けます。1年就労継続なら一括償還免除になります。

■詳細はお住まいの都道府県（指定都市の方は市役所）までお問い合わせください。

職業訓練

スキルアップを目指す方

公共職業訓練

ハローワークをご利用の方で、主に雇用保険を受給されている方が、受講費無料で受講できる職業訓練です。

求職者支援制度

ハローワークをご利用の方で、主に雇用保険を受給できない方が、受講料無料、かつ、要件を満たせば月10万円の給付金^{※3}を受給しながら受講できる職業訓練です。

※3 給付金の支給要件の緩和の特例措置（令和3年9月30日まで）を導入

全てのハローワークに、職業訓練の受講を検討している方などの相談・就職支援を行う「コロナ対応ステップアップ相談窓口」を設置しています。

■詳細は最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

受講費支援

訓練を受講される方

教育訓練給付

在職中の方、または、原則、離職後1年以内の方で、雇用保険の被保険者期間が3年以上（初めて教育訓練給付を受給する場合は、専門実践教育訓練であれば2年以上、それ以外の訓練であれば1年以上）の方が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講する場合に支給します。

■詳細は最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

自立支援教育訓練給付金

児童扶養手当受給者または同等の所得水準にある方が、主に教育訓練給付の対象となる教育訓練を受講する場合に支給します。

■詳細はお住まいの都道府県・市区町村までお問い合わせください。



■ 高等職業訓練促進給付金の周知PR①

制度を幅広く周知するのみならず、SNS、ネットによるバナー広告等も活用しながら、関心が高い層等にターゲットを絞った広報を含めて戦略的に広報・PRを実施。

厚労省twitter
内閣府twitter
で広く周知

yahooバナー広告
関心が高い層をターゲット
に広報・PR

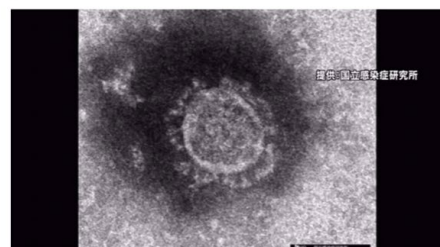
■ 厚生労働省に「高等職業訓練促進給付金」専用ホームページを開設。

■ バナー広告から「関心が高い層」を厚労省ホームページに誘導。
⇒ 詳しい制度内容、「自治体」窓口を案内



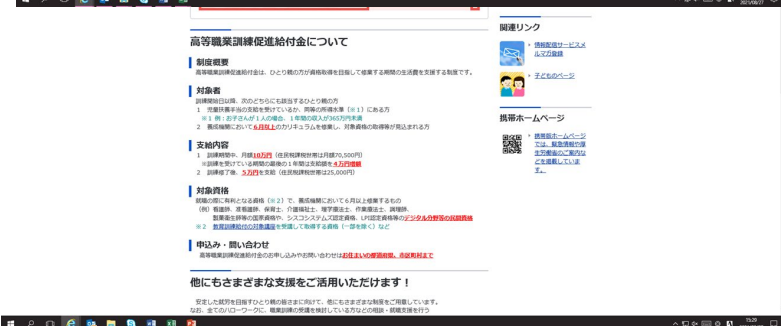
【速報】新型コロナ 全国の重症者2000人 過去最多を更新

15日連続で過去最多



新型コロナウイルス

厚生労働省によりますと、現在入院できている新



ひとり親自立促進パッケージの活用促進を自治体に通知《R3.4.23付け子家発0423第1号家庭福祉課長通知》

(1) 制度の積極的な活用、対象者への周知と必要な予算の確保

(2) 情報分野のほか「都道府県・市・福祉事務所設置町村の長が地域の実情に応じて定める」資格の積極的な活用

(3) ハローワークとの連携

(2) 情報分野のほか「都道府県・市・福祉事務所設置町村の長が地域の実情に応じて定める」資格の積極的な活用を働きかけ 【自立促進パッケージ通知の2 関係】

◆ 対象資格は、「6ヶ月以上の訓練を必要とする民間資格の取得の場合」に緩和しています。

⇒ 自立促進パッケージ通知の2 (1) ①に記載した「シスコシステム認定資格、LPI認定資格」については、あくまでも例示です。(次頁参照)

⇒ 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座のほか、これらの講座に準じた講座を受講するもので、都道府県・市・福祉事務所等の長が地域の実情に応じて定める資格も対象となります。

⇒ ひとり親の就職の際に有利となるものであって、6ヶ月以上の修業期間を満たす資格についての講座については、**地域の実情を踏まえつつ、本制度の対象者が、就業又は育児と修業の両立が困難な方であるということも考慮し、柔軟かつ積極的に活用**いただくようお願いいたします。

⇒ なお、修業形態については、通学制を原則としていますが、**オンラインの利用も可能**としていますので、こちらもご活用ください。(柔軟な運用をお願いいたします。)

※ 6ヶ月以下の修業期間の場合は、ハローワークにつなぎ、「求職者訓練制度」の活用を検討願います。

⇒ 今後、随時、効果的な取組に向けて実施状況や課題等について情報共有・連携をお願いいたします。

<参考> 一般教育訓練給付の情報関係の指定講座のうち、訓練期間が **6 月以上の講座が含まれる資格や講座の例**

情報処理技術者試験

Microsoft Office Specialist 2010、2013

O r a c l e 認定資格

CS技能評価試験(ワープロ部門、表計算部門)

日商PC検定試験 (データ活用、文書作成)

Webクリエイター能力認定試験

Webデザイナー検定

I l l u s t r a t o r クリエイター能力認定試験

P h o t o s h o p クリエイター能力認定試験

Word文書処理技能認定試験

Excel表計算処理技能認定試験

VBAエキスパート

I C T プロフィシエンシー検定試験

DTPエキスパート認証試験

Accessビジネスデータベース技能認定試験

パソコン技能検定Ⅱ種試験

建築CAD検定

CAD利用技術者試験

CGクリエイター検定

PowerPointプレゼンテーション技能認定試験

※ あくまでも「例」です。教育訓練給付の指定講座に準じた講座を受講する資格を定める際は、情報関係
以外も、地域の実情に応じて、検討してください。

単に「通知」を発出するのみならず、オンライン方式で地方公共団体ひとり親支援担当に対する全国会議を開催。通知の趣旨等を含めて、詳しく説明するとともに、全国会議の様子は、youtube等で継続的に配信。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 | [印刷](#) | [大](#) | [特小](#) | [検索](#)

保健児童養育やパブリックコメントはこちら | [国民参加の場](#)

テーマ別を探す	報道・広報	政策について	厚生労働省について	統計情報・白書	所管の法令等	申請・募集・情報公開
---------	-------	--------	-----------	---------	--------	------------

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [子ども子育て](#) > [子ども子育て支援](#) > [母子家庭等関係](#) > 令和3年度（全国）ひとり親家庭支援者等会議

令和3年度「ひとり親家庭支援者等会議」

会議概要

- 目的
国においては、経済的基盤が堅い社会の中で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、特に大きな困難が生じており、国の状況に即して適切な支援を提供することが重要である。
そのため、国におけるひとり親家庭に対する支援策を検討するとともに、地方自治体における取組事項を確認することと、地方自治体のひとり親家庭担当職員及び母子父子自立支援員等の意向をとり入れ、ひとり親家庭等に適切な支援を提供することを目的とする。
- 主催
厚生労働省
- 開催日時
令和3年6月23日（水）13:00~15:00（オンライン開催）
- 参加者
都道府県、市、福祉事務所設置町村におけるひとり親家庭担当職員及び母子父子自立支援員等
- 会議資料
 - 議事次第（64KB）
 - 資料1 ひろく親家庭の現状に関する支援施策について（4,569KB）
 - 資料2 加計町議会報告（2,019KB）
 - 資料3 福岡県議会報告（3,100KB）
 - 参事資料1 「ひと親自立促進（シングル）の推進について」（傍聴）（4,829KB）
 - 参事資料2 ひろく親家庭への法的権利の強化等について（1,159KB）
 - 参事資料3 令和3年度におけるふるさと納税（ローワーク）ひろく現金サポートキャンペーンの実施等について（4,009KB）
- 会議動画
厚生労働省YouTubeチャンネル URL:<https://www.youtube.com/watch?v=Ug3S3ZdWtXk&list=PLC3F2M4BzGKvChQx>

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [子ども子育て](#) > [子ども子育て支援](#) > [母子家庭等関係](#) > 令和3年度（全国）ひとり親家庭支援者等会議

[伊万里](#)
[ふりがな](#)
[Foreign Languages](#)
[サイトの使い方](#)
[サイトマップ](#)

[検索](#)
[色変更](#)
[拡大](#)

[トップページ](#)
[くらしの情報](#)
[子育て・教育](#)
[たつしやかシニア](#)
[安全・安心](#)
[コミュニケーション・ター・市民活動](#)
[観光・文化・イベント](#)
[市政情報](#)
[市の産業・事業者情報](#)

[トップページ](#)
[市の組織](#)
[総合政策部](#)
[環境政策課](#)
[広報・広報](#)
[こんにちは！市役所です](#)
[こんにちは！市役所です（これまでの放送分）](#)
[印刷](#)

[高等職業訓練促進給付金が令和3年に限り緩和されます](#)

[こんにちは！市役所です（これまでの放送分）](#)

[ツイート](#)
[LINEで見る](#)

高等職業訓練促進給付金が令和3年に限り緩和されます

(2021年6月23日更新)

[【『こんにちは市役所です』動画】](#)

[見る](#)
[YouTube](#)

[お問い合わせ](#)

伊万里市子育て支援課
0955-23-2310

[関連リンク](#)

[「高等職業訓練促進給付金の要件が令和3年度に限り緩和されます」](#)

[伊万里市子育て支援課](#)

[0955-23-2310](#)

[お問い合わせ](#)

[関連リンク](#)

[「高等職業訓練促進給付金の要件が令和3年度に限り緩和されます」](#)

[ページ](#)
[の先頭へ戻る](#)

<https://www.youtube.com/watch?v=KGAQnGM41PE>

■各自治体ごとに、ひとり親向けにウェブ等で情報発信

高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金の拡充

- ◎ ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、訓練中の生活費を支援する
高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置を次年度も継続するとともに、訓練経費を支援する自立支援教育訓練給付金の上限額の引上げを図る。

訓練受講中の生活費支援【高等職業訓練促進給付金】

【支給内容】

月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円） ※修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算

【対象者】

養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

【令和2年度】

1年以上の訓練を必要とするもので国家資格等の取得の場合のみ

（例）看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等

【令和3年度の特例】

6月以上の訓練を通常必要とする民間資格の取得の場合も新たに給付対象とする

※デジタル分野等の資格や講座

※令和3年度に限り実施している対象資格の拡充及び期間の緩和を、令和4年度も継続

訓練経費の支援【自立支援教育訓練給付金】

【支給内容】

雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座等（※）を受講し修了した場合に、訓練経費の一部を支給する。

（※）雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座のほか、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定する講座

【現行】

○上限**20万円**

※専門実践教育訓練給付の対象となる講座の場合、上限は修学年数×20万円

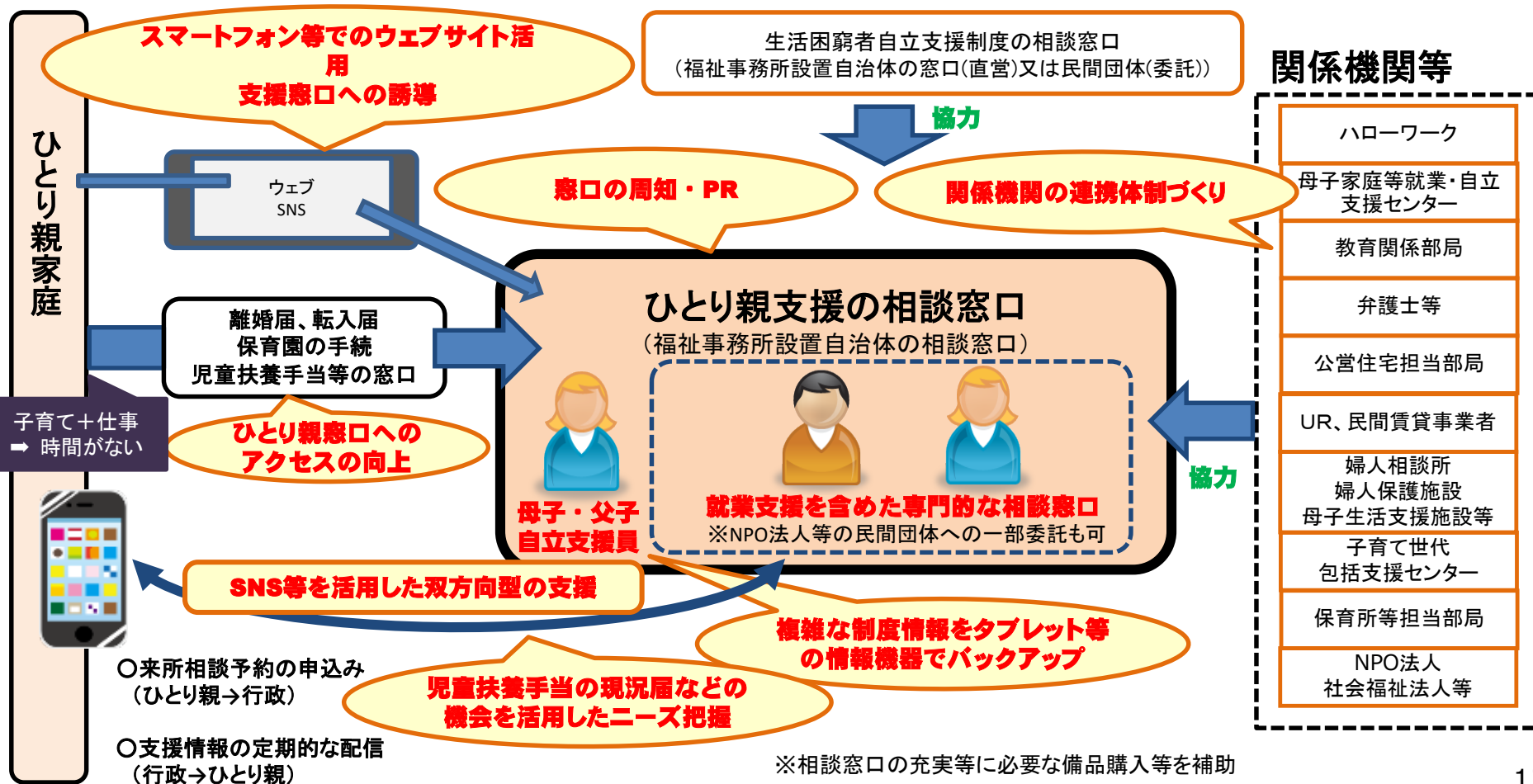
【令和4年度以降】

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座を受講する者については、上限額を修学年数×**40万円**に引き上げ

参考資料

自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、実情を踏まえた、**ワンストップで寄り添い型支援**を行うことができる体制を整備



ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

令和3年度第1次補正予算額：1.6億円（母子家庭等対策総合支援事業）

背景

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができていないことが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**I T 機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。

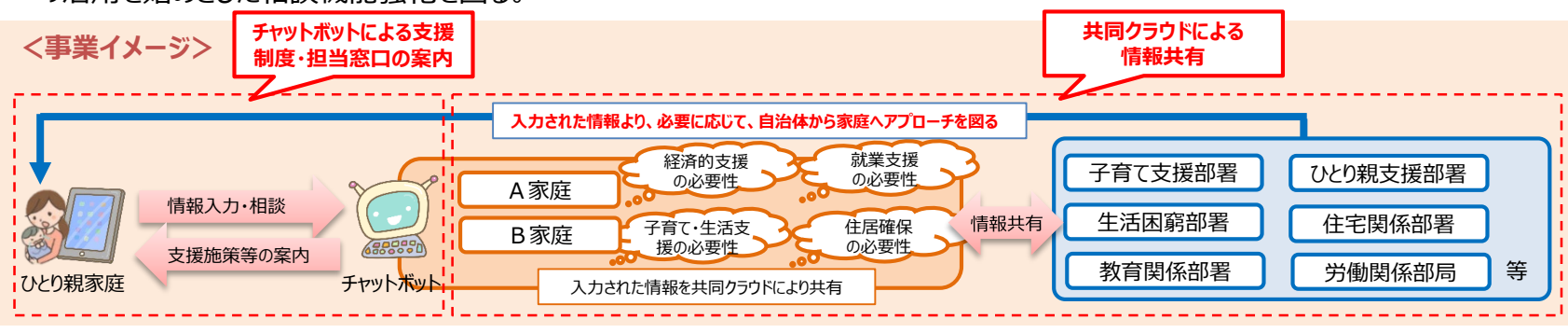
目的

- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、I T 機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。

支援の内容

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、I T 機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。

<事業イメージ>



補助単価等

対 象	補助率	補助基準額	実施主体
○ ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業を実施する自治体（委託先団体を含む。）	定額 （国10/10相当）	1自治体あたり 80,000千円	都道府県・市・ 福祉事務所設置町村

取組事例①：福岡県

【概要】

- 福岡県ひとり親サポートセンターのホームページにAIチャットボット機能を導入し、ひとり親家庭等から多く寄せられる質問に24時間365日対応し、適切な支援に案内できる仕組みを導入。（ワンストップ型相談対応）

- また、AIチャットボット利用者のうち、希望する方には、提供を希望する支援情報や連絡先を入力してもらい、登録された連絡先に必要な支援情報の提供を行う。（プッシュ型支援）

①



ひとり親家庭からの質問に AIチャットボットでお答えします！

県では、ひとり親家庭の方からの質問に24時間365日対応し、適切な支援に案内できるよう、「福岡県ひとり親サポートセンター」のホームページにAIチャットボット機能を導入します。

A I機能を活用し、様々な質問にお答えし、支援制度・相談窓口の案内をいたします。自動応答サービスですので、気軽にご利用ください。

※ A Iチャットボット機能について

チャットボットとは、「チャット（対話）」と「ロボット」を組み合わせた造語です。インターネット上で入力された皆様からの質問に対し、対話形式で自動応答するサービスです。

回答は、A I（人工知能）があらかじめ整備されたFAQデータをもとに導き出します。

【利用方法】

- 1 ひとり親サポートセンターホームページにアクセスします。

(URL : https://www.fukuoka-kenboren.jp/support_access.html)

- 2 A Iチャットボット専用アイコンをクリックします。

- 3 A Iチャットボット画面に切り替わります。

ページ下部の入力欄に質問を入力して送信ボタンを押すと、関連する質問が表示されます。



- 4 該当する「質問」をクリックすると、回答を表示します。

- 5 さらに詳しい情報を知りたい場合、リンク先をクリックすると表示されます。

②

- 6 期待した答えが出てこないなど、質問の意図をAIが認識しない場合には、表現を変えて再度入力してください。

- 7 質問入力のポイント

(1) 質問は文章でも単語の羅列でもどちらも認識します。運用初期は、単語入力の方が正確に認識します。

例) 「養育費の不払いを解決したい」 「養育費 不払い」

(2) 質問は具体的にできるだけ正確に認識します。キーワードが足りない場合は上手に認識できなくなります。再入力する際も具体的にキーワードを入力して下さい。

例) ○ 「ひとり親 給付金 職業」 × 「給付金」

(3) 誤った回答が表示された場合に、入手したかった情報の詳細をお知らせいただくと、A Iの学習に役立ちます。

「いいえ」ボタンを押して、入手したかった情報の詳細をお知らせください。



- 8 希望者への情報提供

希望される方には、A Iチャットボット機能画面から専用の画面に移動し、事前に登録していただくことで、就労支援、相談窓口などのジャンルに応じて、必要な更新情報を提供します。



(登録画面イメージ)

【問い合わせ先】

福岡県ひとり親サポートセンター (電話 092-584-3931)

福岡県ひとり親サポートセンター飯塚ランチ (電話 0948-21-0390)

取組事例②：神戸市

【概要】

- SNS（LINE）を利用した就業相談アプリを作成し、ひとり親家庭を対象に、プロのキャリアカウンセラーに無料でいつでもどこでも就業相談ができる体制を整える。
- キャリアカウンセラーによる就業相談に加え、求人情報の提供やAIによる適性・適職診断を行う他、ひとり親家庭支援施策の情報の提供を行う。

- この他、支援施策のオンライン申請を実施しており、申請を行った方に対して、ひとり親支援施策情報の配信等を行っている。

1

2.SNSとAIを活用した就業相談



ひとり親家庭の抱える課題

解決策 SNSとAIを活用

相談
手法

- 相談に行く時間が取れない
- コロナで相談に行くのが不安

-LINEを活用し、好きな時間に、キャリア相談ができる

相談
先

- 相談先が分からない

-キャリアカウンセラーが、適切な相談先に繋げる

情報
発信

- 情報を検索する時間がない

-LINEを活用し、必要な情報の受け取りが可能

職業
紹介

- 自分に合う仕事が見つからない
- 職業をあっせんして欲しい

-適職診断を受けて、自分にあった仕事をコーディネートできる

2

2.SNSとAIを活用した就業相談



トーク画面の使いたい機能を選択

<機能の例>

- 1 キャリアカウンセラーに無料で就業相談
- 2 企業の求人情報を掲載
- 3 ひとり親家庭支援施策の情報を掲載
- 4 AIによる適職診断
- 5 企業の声や、相談者の成功体験等



3

2.SNSとAIを活用した就業相談



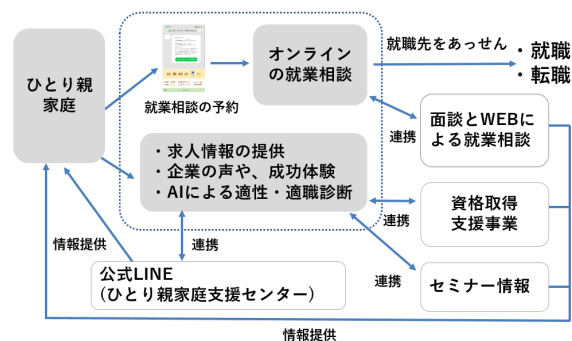
就業相談の予約までの流れ

<現段階でのイメージ>



4

相談支援体制の充実



ひとり親家庭に対する相談支援体制強化事業

【令和4年度予算案：160億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）】

目 的

- 母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援へ繋ぐことができるよう相談支援体制の強化を図る。

事業内容

- タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。



実施主体等

【実施主体】都道府県、市及び福祉事務所設置町村（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）

【補助率】国 1/2、都道府県等 1/2

補助基準額

1 か所当たり 2,200千円

※ 市内の区役所・支所など、母子・父子自立支援員等を配置して相談支援を行っている場所毎に補助単価を適用することが可能。

離婚前後親支援モデル事業

令和4年度予算案：160億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うモデル事業を実施する。

＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

＜補助率＞ 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2

＜補助単価＞ 1,500万円

＜モデル事業イメージ＞

地方自治体



民間団体

＜事業の全部又は一部を委託可＞

事例集等で事業活用を促進
<https://www.mhlw.go.jp/content/000689472.pdf>

国（厚生労働省）

離婚前後親支援モデル事業（1か所あたり1,500万円）

（1）親支援講座

- ① 親支援講座
養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ② 情報提供
親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（2）養育費の履行確保等に資する取組

- ① 戸籍・住民担当部署との連携強化
戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携（離婚届の受け取り時の相談支援のほか、リーフレットや動画教材の作成など）を図る。
- ② 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。
- ③ 公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成を支援する。
- ④ 保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための支援を行う。
- ⑤ 戸籍抄本等の書類取得補助
家庭裁判所の調停申し立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。
- ⑥ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
- ⑦ その他先駆的な取組
①～⑦のほか、養育費の履行確保等に資するものとして先駆的な取組



- 子どもの心情の理解
- 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
- 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
- 養育費や面会交流に関する取り決めに促進
- ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能
- 養育費の履行を確保





養育費の履行確保等に関する 取組事例集

令和2年10月29日
厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課



● 養育費取り決めサポート（手続支援・費用補助）

取組内容

◆ 養育費取り決めサポート（令和2年8月～）

養育費の債務名義を取得するための手続支援と費用補助を行う。

- 1 手続支援
養育費請求調停の申立書の書き方、必要書類及び手続の流れ等についてアドバイスする。
- 2 費用補助
債務名義作成にかかる費用（調停申立費用または公証人手数料等）を補助する。

〈要件〉明石市に住んでいるこどもを監護しており、養育費の取り決めを検討していること。

令和2年7月1日以降に負担した費用が対象。

費用負担後6か月以内の申請が必要。

＜必要書類＞

（共通）
申請書
請求書
（調停申立等の場合）
調停申立等を行ったことが分かる書類（受付印が押された申立書や呼出状など）
（公正証書作成の場合）
公正証書
領収書

＜利用実績（令和2年9月24日現在）＞

- 1 手続支援
3件
- 2 費用補助
（調停申立）
申請2件（こども6人）
（公正証書作成）
申請6件（こども11人）

キャリアアップ助成金

令和4年度予算案額（令和3年度補正後予算額）：839億円（989億円）

- 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

目的	コース名・内容		助成額 ※＜＞は生産性の向上が認められる場合の額、（ ）は大企業の額
正社員化支援	正社員化コース （一部見直し）	有期雇用労働者等を正規雇用労働者（※）に転換又は直接雇用 ※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む	①有期→正規：1人当たり 57万円＜72万円＞（42.75万円＜54万円＞） ②無期→正規：1人当たり 28.5万円＜36万円＞（21.375万円＜27万円＞） ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合1人当たり28.5万円＜36万円＞加算（大企業も同額） （注）新型コロナウイルス感染症の影響を受け、就労経験のない職業に就くことを希望する者を、紹介予定派遣の後、派遣先の事業所が正規雇用労働者として直接雇用した場合、直接雇用前に当該事業所に従事していた期間が、2か月以上～6か月未満でも支給対象。 ※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合 ①：1人当たり9.5万円＜12万円＞、②：1人当たり4.75万円＜6万円＞加算（大企業も同額） ※ 人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正規雇用労働者へ転換した場合 ①：1人当たり9.5万円＜12万円＞、②：1人当たり4.75万円＜6万円＞加算（大企業も同額） ※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合 1事業所当たり9.5万円＜12万円＞（7.125万円＜9万円＞）加算
	障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規：1人当たり 90万円（67.5万円） ※重度障害者等の場合は1人当たり 120万円（90万円） ②有期→無期：1人当たり 45万円（33万円） ※重度障害者等の場合は1人当たり 60万円（45万円） ③無期→正規：1人当たり 45万円（33万円） ※重度障害者等の場合は1人当たり 60万円（45万円）
処遇改善支援	賃金規定等改定コース	全て又は一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額	① 1～5人：1人当たり 3.2万円＜4万円＞（2.1万円＜2.625万円＞） ② 6人以上：1人当たり 2.85万円＜3.6万円＞（1.9万円＜2.4万円＞） ※ 中小企業において3%以上増額した場合、1人当たり1.425万円＜1.8万円＞加算 ※ 中小企業において5%以上増額した場合、1人当たり2.375万円＜3万円＞加算 ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり19万円＜24万円＞（14.25万円＜18万円＞）加算
	賃金規定等共通化コース （一部見直し）	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	1事業所当たり 57万円＜72万円＞（42.75万円＜54万円＞）
	賞与・退職金制度導入コース （一部見直し）	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立てを実施	1事業所当たり 38万円＜48万円＞（28.5万円＜36万円＞） ※ 同時に導入した場合に、16万円＜19.2万円＞（12万円＜14.4万円＞）加算
	選択的適用拡大導入時処遇改善コース （令和4年9月末まで）	選択的適用拡大の導入に伴い、短時間労働者の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組の実施	1事業所当たり 19万円＜24万円＞（14.25万円＜18万円＞） ※ 社会保険加入時に賃金増額を行った場合、労働者1人につき増額幅（2～14%以上）に応じ1.4万円～16.6万円加算 ※ 短時間労働者の生産性の向上を図るための取組（研修制度や評価の仕組みの導入）を行った場合に、10万円（7.5万円）加算
	短時間労働者労働時間延長コース （一部見直し）	有期雇用労働者等の週所定労働時間を3時間以上延長し、社会保険を適用	1人当たり 22.5万円＜28.4万円＞（16.9万円＜21.3万円＞） ※ 労働者の手取りが減少しない取組をした場合、3時間未満延長でも助成 1時間以上2時間未満： 5.5万円＜7.0万円＞（4.1万円＜5.2万円＞） 2時間以上3時間未満： 11万円＜14万円＞（8.3万円＜10.5万円＞）